

山口県立農業大学校教育規程

山口県立農業大学校

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県立農業大学校（以下「大学校」という。）における教育方針その他の学生教育に係る目標等を定めるとともに、山口県立農業大学校規則（以下「規則」という。）第16条の進級及び卒業の認定に必要となる学業成績、出席状況等の取扱いについて定めるものとする。

(教育方針)

第2条 大学校においては、農業の振興方針に基づき、先端技術を活用し、講義、演習、実習を有機的に結合した実践的な学修を通して、中核経営体や産地に就業する担い手及び地域農業の振興に指導的役割を果たす、創造力と実践力豊かな即戦力となる人材を育成する。

(教育目標：ディプロマポリシー)

第3条 大学校は、前条の教育方針のもと、次に掲げる事項を、卒業までに学生に対してどのような力を身に付けさせるかを示した教育目標として定める。

- (1) 就業先の実情を踏まえた実践的な知識・技術の育成
- (2) 進展著しい先端技術への対応能力の育成
- (3) 法人の中核を担うための経営管理能力の育成
- (4) 地域の活性化に資する知識・技術の育成
- (5) コミュニケーション能力やマナー等の豊かな人間性の育成

(教育計画：カリキュラムポリシー)

第4条 前条の教育目標を達成するため、大学校は、毎年度当初に、規則第3条に規定する授業科目及び授業時数の学年ごとの編成を定めるとともに、授業科目ごとに、学修内容を明確にするため、科目のねらい、教育内容、実施方法、評価方法、担当者等を記載した教育計画を策定する。

2 前項の授業科目及び授業時数の学年ごとの編成は、別表1のとおりとする。

(出欠の取扱い)

第5条 出欠の取扱いは次のとおりとする。

- (1) やむを得ない理由により欠席する場合は、欠席届（別記第1号様式）を提出する。
- (2) 以下の理由で欠席する場合は授業に出席したものとする。
 - ① 対外行事に参加する場合

- ② 短期研修等の場合
- ③ その他校長が特に認める場合
- (3) 以下の理由で欠席した時数は、授業時数から減じる。

- ① 忌引きの場合
- ② 出席停止の場合
- ③ 学校保健安全法で定める伝染病の場合
- ④ 授業中の不慮の事故が原因の場合

(4) 忌引きは次の日数の範囲とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 父母及び配偶者 | 10日以内 |
| ② 子 | 7日以内 |
| ③ 義父母・祖父母・兄弟姉妹及び孫 | 5日以内 |
| ④ 曾祖父母及び叔父父母など | 3日以内 |

(履修認定)

第6条 授業科目の履修認定は次のとおりとする。

- (1) 授業時数に対する出席時数が、別表2の基準を満たしていること。
- (2) 別表2の基準を満たしていない場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、補修を実施し、履修を認めることができる。

(授業科目1単位あたりの時間数)

第7条 授業科目1単位あたりの時間数は次のとおりとする。

- (1) 講義1単位あたりの時間数は15時間とする。
- (2) 演習1単位あたりの時間数は20時間とする。
- (3) 実習1単位あたりの時間数は30時間とする。

(成績評価及び単位の修得)

第8条 授業科目の成績評価は次のとおりとする。

- (1) 成績評価は定期考査、実技テスト、プロジェクト成果、レポート、ノート、授業・実習態度等をもとに、知識・理解、技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度の4つの観点で、100点満点で行う。
- (2) 第6条の履修認定した上で、100点満点で50点以上の場合、単位の修得を認める。
- (3) 評定は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| ① 成績評価が80点以上 | 「優」 |
| ② 成績評価が65点以上80点未満 | 「良」 |
| ③ 成績評価が50点以上65点未満 | 「可」 |
| ④ 成績評価が50点未満 | 「不可」 |

(4) 定期考査は、原則として次の期間内に行う。

① 前期 1, 2 年 10 月上旬から中旬

② 後期 1 年 2 月中旬から下旬 2 年 2 月上旬から中旬

(5) 追試験

定期考査を実施する科目で、成績評価が 50 点未満だった場合、追試験を実施し、評価することができる。ただし、成績評価は 50 点とする。

(6) 再試験

追試験で成績評価が 50 点未満だった場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、再試験を実施し、評価することができる。ただし、成績評価は 50 点とする。

(休学願等の様式)

第 9 条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 規則第 12 条の休学願 別記第 2 号様式

(2) 規則第 13 条の復学願 別記第 3 号様式

(3) 規則第 14 条の退学願 別記第 4 号様式

(進級及び卒業の認定)

第 10 条 進級及び卒業の認定は、各学年末において、次に掲げる基準を全て満たしている場合に行う。

(1) 共通科目の単位数の 90 % 以上が、履修の認定及び成績評価された上で、修得の認定がされていること。

(2) 学科別科目の全てが履修の認定及び成績評価された上で、単位修得の認定がされていること。

(卒業証書の様式)

第 11 条 規則第 17 条の卒業証書は、別記第 5 号様式とする。

(原級留置)

第 12 条 第 10 条の基準を満たすことができなかった場合は、原級に留める。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、出欠の取扱、評価に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

山口県立農業大学校教育・研修規程（平成 7 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 2 出席時数の基準（第 6 条関係）

科目の種別	授業時数に対する出席時数の割合
講 義	80%以上
演 習	80%以上
実 習	95%以上